# 若手研究者招聘事業

# 経費の取扱いについて

# 1. 前提

若手研究者招聘事業(以下「本事業」という。)における事業の実施にあたっては、 受入機関に対して、独立行政法人日本学術振興会(以下「本会」という。)が業務委託 する方法で行います。

# 2. 委託費

本事業における委託費は、次の2つで構成され、両者を合わせて総額1,000万円以内を配分します。なお、委託費配分額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。

## (1) 事業実施経費

事業の実施に直接かかる以下の経費。

- 〇招へい若手研究者の受入にかかる経費:往復航空賃、滞在費、海外旅行傷害保険、 国内研究旅費、共同研究にかかる調査研究費
- ○受入諸経費:日本側研究者等の派遣にかかる経費(往復航空賃、日当・宿泊料、 調査研究費)、セミナー等の開催費用、研究室受入経費等

## 《事業実施経費 主な使涂》

	∜争未夫他在負 14世述// 				
	費目	使途			
若手研究者	渡航費	・原則として、招へい若手研究者の所属機関に最寄りの国際空港と			
		受入機関に最寄りの空港との間の通常最短経路の低廉な往復航空			
		運賃(エコノミークラス)			
		· 空港使用税、出入国税、航空保険料			
	滞在費	・博士取得者:360,000円/月(目安)			
		・博士未取得者:250,000円/月(目安)			
		※ただし、本事業経費による日本滞在日数は、一人当たり90日以内			
の受	海外旅行傷害保険	保険料の目安:一人当たり10,000円以内			
入	国内研究旅費	・来日/帰国時の空港から受入機関までの交通費			
		・学会等参加やフィールドワーク等にかかる交通費			
	受入協力費	・共同研究にかかる経費として、受入研究者に支給			
		※招へい若手研究者1人あたり80,000円/月以内を目安とする。			
		・原則として、日本人研究者の所属機関に最寄りの空港と相手国の			
	日本人研究者派遣	訪問先機関に最寄りの空港との間の通常最短経路の低廉な往復航			
	渡航費	空運賃(エコノミークラス)			
		· 空港使用税、出入国税、航空保険料			
	派遣滞在費	受入機関の規程により算出			
	派遣調査研究費	1回の渡航あたりの支給目安額:40,000円			
	会場・設備借料	会議室借料、機器等借料 等			
	印刷製本費	成果刊行物などの印刷製本費			
	通信運搬費	国際電信・電話料金、研究資材の運搬費 等			
	雑役務費	コピー代、写真現像代、業者委託による翻訳料、銀行振込手数料 等			

#### 《留意事項》

- 1) 次のものには使用できません:
- ・建物等施設の購入に関する経費
- ・不動産取得にかかる経費及び申請機関や協力機関のオフィス維持のための経費(オフィス 借料、光熱水料、人件費等)
- ·研究機関で通常備えるべき物品の購入(机、いす、複写機等)
- ・その他、事業と直接的な関係が認められないもの
- 2)「その他の経費」の合計額は、事業実施経費の概ね50%以内とします。

## 《若手研究者へ滞在費支給額の算出方法》

招へい若手研究者への滞在費は、上表を目安に、以下のように算出します

(例)博士未取得者が1月15日来日、2月21日離日の場合(38日間) 滞在費250,000円/30×38日=約316,700円(100円未満は四捨五入可)

ただし、受入機関において宿舎を提供するなどにより滞在にかかる経費実費が低額に収まる場合、滞在費を調整することも認められます。その場合も、若手研究者の研究生活が滞りなく行われるよう、適切な額を支給してください。

#### (2) 事務運営費

本事業の実施に係る業務遂行に伴い必要となる経費。管理部門を含めた申請機関(受託機関)の全体の管理に要する経費として使用可能です。事務運営費の額は、事業実施経費の概ね 7%以内で必要な額とします。実際の使用にあたっては、申請機関の責任のもと、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

なお、事務運営費にかかる使用実績報告は、特段の場合を除き必要ありません。

#### 《事務運営費 主な使途》

費目	使途	留意事項
外国旅費	交流相手機関、協力機関、本会等との	旅費の算出にあたり、計算方法・手続
国内旅費	協議のための、事務担当者の出張に要	き等は、申請機関が定める規程等に基
	する経費(交通費、日当・宿泊料等)	づくこと。
物品費	事業実施事務遂行上、必要な備品・消	
	耗品の購入	
謝金等	交流事務遂行への協力(資料整理、翻	○算出方法、手続き等は、申請機関
	訳・校閲等)を行うものにかかる謝金、	が定める規程等に基づくこと。
	報酬、賃金、給与等	○雇用契約の締結においては、申請機
		関が契約の当事者となること。
		○雇用に伴う間接的な経費ー社会保
		険料、厚生年金保険料、雇用保険
		料等についても、法令等に基づき適
		正な手続きを行うこと。
		※研究支援補助者や技術補助者等の
		雇用はできない。
その他	事業実施にかかる事務を遂行するため	
	の経費(労働者派遣業者との契約によ	
	る派遣職員受入経費等)	